平成２２年（フ）第２８６号
北海道帯広市西２条北１丁目12番地２
破産者　吉田　秀樹
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
北海道中川郡幕別町札内中央町333番地の９
破産者　伏屋　雅樹
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
北海道中川郡幕別町札内中央町350番地の１
破産者　伏屋　隆芳
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
北海道河東郡音更町柳町仲区８番地
破産者　笹本建設こと　笹本　敏之
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
盛岡市黒石野２丁目16番10号
破産者　高橋　博之
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５０号
盛岡市向中野字才川27番地６　メゾン才川Ｄ棟
破産者　米倉　啓太
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７７６号
仙台市泉区七北田字東裏13、住民票上の住所仙台市泉区市名坂字本屋敷57番地の１
破産者　中川　克行
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１１号
仙台市宮城野区鉄砲町91　アモローソ仙台駅東510号、住民票の住所仙台市太白区泉崎２丁目12番33号
破産者　安齋　康子
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２５号
仙台市宮城野区鉄砲町91番地　アモローソ仙台駅東510
破産者　安齋　久実
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
宮城県大崎市古川西荒井字東田308番地１　アイコーポＡ棟、従前の住所宮城県大崎市古川江合寿町３丁目４番20号　コーポレーション藤202号
破産者　中嶋　茂子
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
秋田市楢山城南新町25番７号、住民票上の住所秋田市牛島東７丁目７番８号　パルパレスＣ101
破産者　橋本　淳子
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３２号
秋田市楢山石塚町16番24号
破産者　工藤　明雄
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８号
秋田県潟上市天王字上北野68番地２
破産者　草薙　　修
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５０号
山形県西村山郡河北町谷地甲226番地の８、開始決定時の住所山形県西村山郡河北町谷地ひな市２丁目８番地の５
破産者　青木　義人
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４号
山形市南松原１丁目９番地の１　404号　県営アパート４号
破産者　小林　　勝
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６２号
山形県米沢市塩井町塩野3255番地
破産者　伊藤　繁美
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１６５号
山形県米沢市門東町１丁目５番15号
破産者　林崎　重樹
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２１５号
山形県米沢市東大通１丁目１番108号
破産者　折笠　文雄
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３８号
福島県郡山市開成３丁目16番４号　開成マイタウンＢ203号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市桑野３丁目17番９号　サンデュエル桑野中央207号
破産者　前盛　善信
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係